

岩手県告示第584号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

令和4年10月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 令和4年10月3日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 小野寺住建
 - (2) 主たる営業所の所在地 奥州市水沢花園町二丁目5番12号
 - (3) 代表者の氏名 小野寺強
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第60056号
- 3 処分の内容 営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 期間 令和4年10月18日から同月24日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者の代表取締役が、産業廃棄物であるがれき類等及び一般廃棄物である廃タイヤを土中に埋めて捨てたことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反に当たるとして、盛岡地方裁判所から懲役1年6月及び罰金70万円の判決を受け、その刑が確定している。このことが、法第28条第1項第3号に該当すると認められる。